

平成 29 年度
公立大学法人富山県立大学年度計画

平成 2 9 年 3 月



公立大学法人富山県立大学

目 次

第1	教育に関する目標を達成するための措置	1
第2	研究に関する目標を達成するための措置	6
第3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	10
第4	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	13
第5	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	15
第6	自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	16
第7	その他業務運営に関する目標を達成するための措置	16
第8	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	17
第9	短期借入金の限度額	19
第10	出資等に係る不要（見込）財産の処分計画	19
第11	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	19
第12	剰余金の使途	19
第13	その他法人の業務運営に関する事項	19

平成 29 年度 公立大学法人富山県立大学 年度計画

第 1 教育に関する目標を達成するための措置

1 学生の確保に関する目標を達成するための措置

- ・県立の大学として、県内産業を支える人材の供給と若者の定着に一層貢献するため、工学部の拡充計画（入学定員の 100 名増、各学科の重点分野の強化、医薬品工学科の新設、知能ロボット工学科への名称変更等）に取り組む。

また、看護学部については、県所管部局と協力しながら、開設準備を進める。

工学部入学定員 100 名増等成長を続ける県立大学の学科拡充の戦略的な広報に取り組む（平成 28 年度キャッチフレーズ作成「ドンドンマスマス」）。

- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を入学者選抜要項やホームページなどの広報媒体やオープンキャンパスなどの学生募集活動を通じて、広く公表する。
- ・必要に応じて入学者受入方針の見直しを行う。
- ・東海北陸地域や北陸新幹線沿線地域（長野、関東）での大学説明会の開催や、様々なメディアを活用した広報のほか、長野や関東での高校訪問など、県外における学生募集広報を充実強化する。また、一般入試前期日程において 28 年度の長野会場の設置に続き、新たに、首都圏（大宮）に学外試験会場を設置する。
- ・優秀な県内入学者の確保のため、県内推薦枠・特待生制度を推進するとともに、サテライトキャンパス（教員による高校での出前講座）、大学 PR キャラバン隊（教員による県内高校訪問）や学長等の高校訪問、オープンキャンパス、高校生の大学見学会の開催などの学生募集活動を行う。
- ・優秀な女子学生を確保するため、女子生徒向けの大学紹介冊子「工学 Girl」を県内高校出張ガイダンスやオープンキャンパス等を通じてより広く配布するなど、女子生徒、保護者への働きかけを強化する。
また、厚生棟の女子更衣室の充実などを行うほか、県が行う新校舎等実施設計において女子学生の教育環境向上を図る。
- ・近県及び県内の高等専門学校からの編入を促進するため、教員による高等専門学校訪問を行う。
- ・留学生の受入促進のため、日本語学校等へ大学紹介パンフレットを配布するとともに、国費外国人留学生に対する奨学金（渡航費）の助成を行う。
- ・学部から大学院（博士前期課程）まで 6 年一貫教育を意識したカリキュラムの充実について引き続き検討する。
- ・国の入試改革の情報収集に努め、入学者選抜のあり方を検討する。
- ・多様で優秀な大学院入学者の確保のため、入試の区分、回数、時期など大学院入学者選抜のあり方を検討する。
- ・平成 31 年度入試大学院（博士前期課程）入試（平成 30 年度実施）における TOEIC、TOEFL の利用の導入に向けて準備を進める。

〈参考〉中期計画 数値指標

項目	目標値	期間等
志願倍率	5倍台	期間平均
入学者県内比率	30%台後半	期間平均
学部卒業生の大学院(修士課程)進学率	40%程度	期間末まで

2 教育内容及び教育の成果に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容の充実

- ・教育課程編成実施方針（カリキュラム・ポリシー）をホームページや「履修の手引き」などを通じて、広く公表する。
- ・必要に応じて教育課程編成実施方針の見直しを行う。
- ・地（知）の拠点整備事業（COC事業）の実施により、学生が主体的に地域・研究課題に取り組む地域協働科目を開講し、より一層の展開を図るためH28年度に作成した地域協働授業の実施をサポートするための教員向けマニュアルを活用しながら学生の「社会参画力」、「課題解決力」を育成する。
- ・アクティブラーニング（能動的学習）に関する勉強会の開催や教室の活用等により、アクティブラーニングを取り入れた授業の導入を促進する。
- ・ものづくりの基礎的技能の習得や技能の向上を図るため、パステル工房を活用した学生のものづくりを支援する。
- ・大学院教育において、高度な実践英語の履修により、論文作成、文献調査、留学生等とのコミュニケーション、学会発表等の能力向上を図る。
- ・学生に身につけさせる知識・能力と授業科目との対応関係を示し、体系的な履修を促すため、カリキュラムマップを作成し、公表する。
- ・学生が講義の履修を決める際、授業の事前学習や事後学習を進める際に参考になるよう、シラバス（授業計画）の充実を図り、公表する。
- ・学部から大学院（博士前期課程）まで6年一貫教育を意識したカリキュラムの充実について引き続き検討する。【再掲】（第1-1）
- ・平成26年度に実施した高等学校教員との勉強会等の情報を参考に、新高等学校学習指導要領（数学・理科）による教育を受けた学生が、大学の科目履修に支障がないよう対応する。
- ・地（知）の拠点整備事業（COC事業）の学生団体「地域協働研究会COCOS」が、地域課題について、主体的に、地域との対話等を通じて発見し、解決に向けた考察、行動につなげる活動を促進する。
- ・瀋陽化工大学（中国）と単位互換に基づく学生の交換留学を実施する。また、英語圏語学研修について単位付与を行う。
- ・単位不足者を対象に学生面談を実施し、学生の授業外の学習時間等を把握するとともに、学習時間確保や単位不足の学生に対する学習指導方策の検討を行う。
- ・授業時間外学習スペースや主体的な学習を促すアクティブラーニングスペースの確保など、学生に対する学習支援体制を強化する。
また、厚生棟の改修に伴い談話・学習室を設置し、学習スペースの確保を図る。
- ・平成28年度に4学期制を含めた多学期制の導入について検討した結果、現段階で

は導入しないこととしており、今後、必要に応じて、導入可能性等を検討する。

〈参考〉中期計画 数値指標

項目	目標値	期間等
地域協働科目実施教員割合	80%以上	期間末累計

(2) 特色ある教育の推進

- ・地（知）の拠点整備事業（COC 事業）の実施により、学生が主体的に地域・研究課題に取り組む地域協働科目を開講し、より一層の展開を図るため H28 年度に作成した地域協働授業の実施をサポートするための教員向けマニュアルを活用しながら学生の「社会参画力」、「課題解決力」を育成する。【再掲】（第 1-2-(I)）
- ・地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）において、他大学と連携しインターンシップやキャリア形成教育に取り組む。
- ・アクティブラーニング（能動的学習）に関する勉強会の開催や教室の活用等により、アクティブラーニングを取り入れた授業の導入を促進する。【再掲】（第 1-2-(I)）
- ・ものづくりの基礎的技術の習得や技術の向上を図るため、パステル工房を活用した学生のものづくりを支援する。【再掲】（第 1-2-(I)）
- ・大学院教育において、高度な実践英語の履修により、論文作成、文献調査、留学生等とのコミュニケーション、学会発表等の能力向上を図る。【再掲】（第 1-2-(I)）
- ・瀋陽化工大学（中国）と単位互換に基づく学生の交換留学を実施する。また、英語圏語学研修について単位付与を行う。【再掲】（第 1-2-(I)）
- ・各学科単位でのエコツアーの実施、環境講演会の開催、環境ボランティア活動等に対するエコポイントの付与など、環境教育を実施する。
- ・進路ガイダンス、企業を知る木曜日（シルモク）、学内合同企業説明会、個別の就職指導等の充実に取り組むとともに、県内関係機関で開催される各種就職ガイダンス等への学生の積極的な参加を促す。
- ・県内企業への就職活動を支援する専任の県内就職定着促進員をキャリアセンターに引き続き配置し、企業の人材ニーズ把握や採用を促進するため県内企業を訪問するなど、卒業生の県内就職定着を促進する。
また、学生増に伴い就職支援の充実強化を図るため、キャリアセンターの移転拡充を検討する。
- ・県内のものでづくり技術や県内企業等の理解促進等を図るため、県内企業の経営者や技術者等を外部講師として、富山のものでづくり産業講座を開講する。
- ・低年次からの県内企業への訪問やインターンシップの充実強化、県内企業に勤める OB と学生との意見交換会の開催に取り組むとともに、県外出身学生の保護者に対する富山の情報掲載パンフレットの送付など、学生、保護者へ富山や富山の企業の魅力を発信し、県内就職の促進を図る。
- ・県内企業に就職した県外出身卒業生に対して、生活の安定を図るため、住居費の助成に取り組む。
- ・大学コンソーシアム富山が実施する県内企業への合同企業訪問などに参画する。

〈参考〉中期計画 数値指標

項目	目標値	期間等
地域協働科目実施教員割合【再掲】	80%以上	期間末累計

(3) 成績評価

- ・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）をホームページや「履修の手引き」などに掲載し、広く公表する。
- ・必要に応じて学位授与方針の見直しを行う。
- ・平成27年度から、工学部においてGPA制度を本格導入したところであり、オリエンテーションや講義支援システム等で学生に周知徹底するとともに、教員の学習指導での活用をさらに促進する。
- ・授業科目の理解度、関心度などの項目からなる学生アンケート調査を年2回実施するとともに、その結果を踏まえ、講義内容の検討等を行う。

〈参考〉中期計画 数値指標

項目	目標値	期間等
学生満足度（アンケート） ※授業科目の内容をある程度理解できた学生の割合	80%	期間平均

3 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

(1) 教職員の配置

- ・工学部の拡充計画（入学定員の100名増、各学科の重点分野の強化、医薬品工学科の新設等）の実施に必要な教員については、専門分野に応じた優秀な人材の確保に向け計画的に採用を行う。
- ・看護学部の開設に必要な教員の確保については、県所管部局と協力しながら、採用計画に基づき、公募により平成31年4月以降の採用の手続きを進める。
- ・平成29年度から英語教育分野について期限付きの教員を配置することとしており、引き続き、教職員の適切な配置に努めるとともに、実績のある客員教授等の一層の活用を検討する。
- ・県内のものづくり技術や県内企業等の理解促進等を図るため、県内企業の経営者や技術者等を外部講師として、富山のものづくり産業講座を開講する。

【再掲】（第1-2-(2)）

(2) 教育環境の整備・拡充

- ・「地域の知の拠点」としての役割を発揮できるよう、県が行う新校舎等実施設計において、地域連携に資するオープンラボの具体的な内容について調整を行うとともに、新たな学生会館や太閤池周辺の開かれた環境づくりも含めて、整備計画の検討を行い、年度内での工事発注に向けて準備を進める。

また、学生定員増に対応する食堂等の拡張など魅力ある教育環境づくりを進める。

- ・県が行う新校舎等実施設計において、アクティブラーニング室等の学生の主体的学

習空間の具体的内容について調整を行う。

- ・学科拡充と学生増に対応するため、蔵書を整理して収蔵スペースを確保し、新たな教育研究分野の学術雑誌・専門図書の充実に努める。

(3) 教育の質の改善

- ・教育改善、講義力の向上等を図るため、教職員を対象とするFD（ファカルティ・ディベロップメント）研修会を開催するとともに、アンケート結果等を参考に、効果的なFD研修会となるよう更なる検討を進める。
- ・全学的なFD研修会において、優れた教育活動を発表し、教育課題の検討や教員の教授技術及び意識の向上等を図る。
- ・授業科目の理解度、関心度などの項目からなる学生アンケート調査を年2回実施するとともに、その結果を踏まえ、講義内容の検討等を行う。【再掲】（第1-2-(3)）

4 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 学習支援

- ・地（知）の拠点整備事業（COC事業）の実施により、学生が主体的に地域・研究課題に取り組む地域協働科目を開講し、より一層の展開を図るためH28年度に作成した地域協働授業の実施をサポートするための教員向けマニュアルを活用しながら学生の「社会参画力」、「課題解決力」を育成する。【再掲】（第1-2-(1)）
- ・数学等の基礎科目の学力が乏しい学生に対する授業の実施、大学院生や4年次生が専門科目の実験、演習、講義等のレポート等の指導などに努める。
- ・経済的に困窮する学生に対して、本学独自の授業料減免制度による全額又は半額の免除、日本学生支援機構の奨学金の貸与手続きなど支援を行う。
- ・学習態度、学業成績がともに優れ、学生生活全般にわたり品行優秀な学生に対して「ベストチューデント」を、環境に関する知識の修得や自主活動等に顕著な学生に対して「エコ・チューデント」、「環境マイスター」の称号を付与する。
- ・大谷米太郎記念基金事業を活用し、成績優秀な本学卒業生であって本大学院に進学した者に対し、修学奨学金を支給する。（平成27年度開始）

(2) 生活支援

- ・教員や学生相談員、就職指導を行うキャリアセンターのアドバイザー、医務室養護担当職員、事務職員等が連携しながら、悩みを抱えた学生をサポートするとともに、学生相談室を気軽に利用できるようPRに努める。
- ・県内の大学との学校間の垣根を超えたサークル活動を促進するなど、学生のサークル活動や学生自治会活動などの支援を充実する。
- ・「キャンパス・ハラスメントに関するガイドライン」により、ハラスメントの未然防止、発生した際の早期解決等に努める。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（平成28年4月）に伴い、障害のある学生からの支援要請などに対し、障害の程度を勘案して合理的な配慮を行う。

(3) キャリア形成支援

- ・進路ガイダンス、企業を知る木曜日（シルモク）、学内合同企業説明会、個別の就職指導等の充実に取り組むとともに、県内関係機関で開催される各種就職ガイダンス等への学生の積極的な参加を促す。【再掲】（第1-2-(2)）
- ・県内企業への就職活動を支援する専任の県内就職定着促進員をキャリアセンターに引き続き配置し、企業の人材ニーズ把握や採用を促進するため県内企業を訪問するなど、卒業生の県内就職定着を促進する。
また、学生増に伴い就職支援の充実強化を図るため、キャリアセンターの移転拡充を検討する。【再掲】（第1-2-(2)）
- ・県内のものづくり技術や県内企業等の理解促進等を図るため、県内企業の経営者や技術者等を外部講師として、富山のものづくり産業講座を開講する。
【再掲】（第1-2-(2)）
- ・瀋陽化工大学（中国）と単位互換に基づく学生の交換留学を実施する。また、英語圏語学研修について単位付与を行う。【再掲】（第1-2-(1)）
- ・地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）において、他大学と連携しインターンシップやキャリア形成教育に取り組む。【再掲】（第1-2-(2)）
- ・県内企業に就職した県外出身卒業生に対して、生活の安定を図るため、住居費の助成に取り組む。【再掲】（第1-2-(2)）
- ・低年次からの県内企業への訪問やインターンシップの充実強化、県内企業に勤めるOBと学生との意見交換会の開催に取り組むとともに、県外出身学生の保護者に対する富山の情報掲載パンフレットの送付など、学生、保護者へ富山や富山の企業の魅力を発信し、県内就職の促進を図る。【再掲】（第1-2-(2)）
- ・大学コンソーシアム富山が実施する県内企業への合同企業訪問などに参画する。
【再掲】（第1-2-(2)）

<参考>中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
就職内定率	100%	期間内
県内企業就職率	50%以上	期間末まで
学部卒業生の大学院（修士課程）進学率 【再掲】	40%程度	期間末まで

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究の方向性と研究の成果に関する目標を達成するための措置

(1) 産業の発展に貢献する研究の推進

- ・平成27年度、学長裁量経費の重点領域研究遂行支援に追加した学科横断型研究の定着を図る。
- ・地域連携センターにおける産学交流活動や、ものづくりサテライト・ラボなどを利用した企業との共同研究などを一層推進するとともに、JST（科学技術振興機構）

やNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）などの機関からの受託研究を増やす取組みを進める。

- ・科学研究費補助金などの競争的研究資金のさらなる獲得に努める。
- ・若手研究者の育成や学科の枠を超えた共同研究の取組みの支援や、生物工学研究センターの充実など、プロジェクト研究を一層推進する。
- ・JSTの戦略的創造研究推進事業に採択された「浅野酵素活性化分子プロジェクト（ERATO）（平成24～28年度）」については、平成29年度を特別重点期間として認められたことから、プロジェクト期間中に得られた研究成果を次なる展開への基盤構築に繋げる。また、新たな国際水準の研究開発に取り組む気運の醸成を図る。

〈参考〉中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
科学研究費補助金の採択件数（年間）	50件	期間平均
受託研究件数（年間）	25件	期間平均
共同研究件数（年間）	65件	期間平均

(2) 研究成果の地域・社会への還元

- ・工学部の拡充計画の実施に伴い、各学科が充実強化する分野や医薬品工学科の新設、知能ロボット工学科への名称変更等について、引き続き県内企業等に周知を図るとともに、連携した取組みを促進する。
- ・若手研究者の育成や学科の枠を超えた共同研究の取組みの支援や、生物工学研究センターの充実など、プロジェクト研究を一層推進する。【再掲】（第2-1-(1)）
- ・企業、新世紀産業機構など各種団体等とのネットワークの強化や研究協力会事業の推進（テーマ別研究会の積極的な展開や会員の増加）など、産学官金によるマッチング・交流・ネットワークづくりを引き続き推進する。
- ・産業利用可能性の見極めによる特許の維持管理の選択と集中など、知的財産の戦略的な活用を推進する。
- ・国際会議や国内会議における研究成果発表を積極的に推進する。

〈参考〉中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
受託研究件数（年間）【再掲】	25件	期間平均

2 研究実施体制に関する目標を達成するための措置

(1) 研究支援体制の充実

- ・県立の大学として、県内産業を支える人材の供給と若者の定着に一層貢献するため、知能デザイン工学科についてはロボット分野のカリキュラムの充実など教育研究分野の拡充を行い、平成30年4月から知能ロボット工学科へ名称変更するための準備を進める。

工学部の拡充計画（学科名、入学定員等）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	充実強化する分野
機械システム 工学科	50名	60名 (10名増)	60名	60名	複合材料
知能デザイン 工学科	50名	60名 (10名増)	60名	知能ロボット工学科 60名	ロボット関連
情報システム 工学科	50名	50名	電子・情報工学科 80名(30名増)	80名	電気・電子デバイス IoT・ビッグデータ
環境工学科	40名	40名	環境・社会基盤工学科 55名(15名増)	55名	防災・まちづくり
生物工学科	40名	40名	40名	40名	
			医薬品工学科 35名(新設)	35名	製薬化学・バイオ医薬
合計	230名	250名 (20名増)	330名 (2年で100名増)	330名	

8

また、今後の工学部の更なる学科のあり方や大学院のあり方についての検討を進める。

- ・平成27年度、学長裁量経費の重点領域研究遂行支援に追加した学科横断型研究の定着を図る。【再掲】(第2-1-(1))
- ・若手研究者の育成や学科の枠を超えた共同研究の取組みの支援や、生物工学研究センターの充実など、プロジェクト研究を一層推進する。【再掲】(第2-1-(1))
- ・プロジェクト研究等への期限付き研究員の弾力配置に努める。
- ・文部科学省「地域イノベーション戦略支援プログラム」に採択された、「北陸ライフサイエンスクラスター」及び「とやまナノテククラスター」に参画し、各分野における研究分野の拡大や研究開発の促進を図るため、地域イノベーション戦略の中核を担う研究者を招聘する。
- ・企業、新世紀産業機構など各種団体等とのネットワークの強化や研究協力会事業の推進（テーマ別研究会の積極的な展開や会員の増加）など、産学官金によるマッチング・交流・ネットワークづくりを引き続き推進する。【再掲】(第2-1-(2))
- ・研究不正防止に係る研修会を実施するなど、コンプライアンス及び研究倫理の徹底を図る。
- ・博士論文における不正行為の防止について、指導教員の論文剽窃検知システムを使用したチェックなどにより対応する。

〈参考〉中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
科学研究費補助金の採択件数（年間） 【再掲】	50件	期間平均
受託研究件数（年間）【再掲】	25件	期間平均
共同研究件数（年間）【再掲】	65件	期間平均

(2) 研究環境の整備・拡充

- ・県が行う新校舎等実施設計において大型競争的外部資金研究、産学官連携によるプロジェクト研究やベンチャー企業を支援する拠点としてオープンラボの具体的な内容を検討する。
- ・国、県の補助金等を活用し、研究設備の計画的な整備更新を行う。
- ・プロジェクト研究等への期限付き研究員の弾力配置に努める。【再掲】（第2-2-(1)）
- ・研究成果を利用した事業を行う営利企業の役員等の兼職を認めるなど、産官学金が連携した研究に取り組みやすく就業体制を見直したところであり、その活用を推進する。（H27：規程整備）
- ・教員が海外での長期研修を行うことができる学外特別研修制度を活用し、国際水準の研究を担う研究者の養成を図る。（H27：規程整備）
- ・海外の大学や研究機関との共同研究や研究者の交流を図るため、協定書テンプレートの利活用などにより、交流協定の締結を促進する。

〈参考〉中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
学術交流協定締結数	15件	期間末累計

(3) 研究活動の評価及び改善

- ・新たな競争的学内研究費の審査・評価体制の構築及び学内審査体制の検証・見直しを検討する。
- ・競争力を高めるため大学貢献度評価に基づく学長裁量経費の傾斜配分を行うとともに、顕著な賞を授与された者を教授会等において発表・賞揚する場を設ける。
- ・若手研究者の育成や学科の枠を超えた共同研究の取組みの支援や、生物工学研究センターの充実など、プロジェクト研究を一層推進する。【再掲】（第2-1-(1)）
- ・企業、新世紀産業機構など各種団体等とのネットワークの強化や研究協力会事業の推進（テーマ別研究会の積極的な展開や会員の増加）など、産学官金によるマッチング・交流・ネットワークづくりを引き続き推進する。【再掲】（第2-1-(2)）
- ・特別研究費の研究成果会を開催する等、研究成果の発信を積極的に推進する。

第3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域・社会への貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産学官金連携

- ・工学部の拡充計画の実施に伴い、各学科が充実強化する分野や医薬品工学科の新設、知能ロボット工学科への名称変更等について、引き続き県内企業等に周知を図るとともに、連携した取り組みを促進する。【再掲】(第2-1-(2))
- ・企業、新世紀産業機構など各種団体等とのネットワークの強化や研究協力会事業の推進(テーマ別研究会の積極的な展開や会員の増加)など、産学官金によるマッチング・交流・ネットワークづくりを引き続き推進する。【再掲】(第2-1-(2))
- ・地域連携センターコーディネーターによる技術相談や産学交流事業などを通じて大学の研究シーズと企業ニーズのマッチングを促進する。
- ・地域連携センターの産学交流事業の実施や教員と企業技術者によるテーマ別研究会の開催など、産学官金の交流の場を積極的に提供し、産学官金交流を促進する。
- ・地域連携センターにおける産学交流活動や、ものづくりサテライト・ラボなどを利用した企業との共同研究などを一層推進するとともに、JST(科学技術振興機構)やNEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)などの機関からの受託研究を増やす取組みを進める。【再掲】(第2-1-(1))
- ・県が行う新校舎等実施設計において大型競争的外部資金研究、産学官連携によるプロジェクト研究やベンチャー企業を支援する拠点としてオープンラボの具体的な内容を検討する。【再掲】(第2-2-(2))
- ・若手エンジニアステップアップセミナーを、受講者参画型の講義づくりなど、受講者や運営委員の意見を踏まえブラッシュアップを図り、さらなる充実を検討する。
- ・大学院での社会人向け教育プログラムの展開など、社会人の大学院入学を促進する仕組みを検討する。
- ・研究成果を利用した事業を行う営利企業の役員等の兼職を認めるなど、産官学金が連携した研究に取り組みやすく就業体制を見直したところであり、その活用を推進する。(H27: 規程整備)【再掲】(第2-2-(2))
- ・教員が海外での長期研修を行うことができる学外特別研修制度を活用し、国際水準の研究を担う研究者の養成を図る。(H27: 規程整備)【再掲】(第2-2-(2))

<参考>中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
受託研究件数(年間)【再掲】	25件	期間平均
共同研究件数(年間)【再掲】	65件	期間平均
若手エンジニアステップアップセミナー 受講者数(年間)	80人	期間平均

(2) 地域との連携

- ・公開講座、県民開放講座を開講し、社会人の学び直しを充実させる。
- ・大学院での社会人向け教育プログラムの展開など、社会人の大学院入学を促進する仕組みを検討する。【再掲】(第3-1-(1))
- ・自治体や経済団体などとの連携を推進するとともに、これらの委員会や研修会などへの教員の参画を奨励する。(教職員の企業等研修の対象に平成29年度から市町村を追加)

<参考>中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
公開講座受講者数(年間)	320人	期間平均

(3) 教育機関との連携

- ・大学コンソーシアム富山に参加し、学生の合同企業訪問、単位互換科目の履修、リーダー研修会の開催、教員のFD研修会開催等を共同実施する。
- ・教員が理工学系の出張講義を行うサテライトキャンパス、高校生を受け入れ理工学の授業・実習を行う「高校生向け科学技術体験講座」を行うとともに、高校教員を対象に実験教室を実施する。
- ・小中学生を主な対象として、こども科学製作教室や科学体験などを行うダ・ヴィンチ祭を開催する。

(4) 地域課題解決への貢献

- ・地(知)の拠点整備事業(COC事業)の実施により、学生が主体的に地域・研究課題に取り組む地域協働科目を開講し、より一層の展開を図るためH28年度に作成した地域協働授業の実施をサポートするための教員向けマニュアルを活用しながら学生の「社会参画力」、「課題解決力」を育成する。【再掲】(第1-2-(1))
- ・アクティブラーニング(能動的学習)に関する勉強会の開催や教室の活用等により、アクティブラーニングを取り入れた授業の導入を促進する。【再掲】(第1-2-(1))
- ・地域協働授業等において、地域の自治体、企業、NPO等との協働のもと、地域における①地域産業の振興・地域の魅力向上、②持続可能な社会への対応、③超高齢化社会への対応、④地域の安全・安心、⑤子どもたちの「科学離れ」対策に関する課題を発見し、解決に向けた取り組みを推進する。
- ・地域連携センターの産学交流事業を通し、産学官金の連携交流活動の促進、自治体、経済団体、企業、NPO法人との連携強化など、地域とのネットワーク体制を充実する。

<参考>中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
地域課題解決に向けた企業、NPO等など連携団体数	30団体	期間末累計

(5) 地域への優秀な人材の供給

- ・県内のものづくり技術や県内企業等の理解促進等を図るため、県内企業の経営者や技術者等を外部講師として、富山のものづくり産業講座を開講する。
【再掲】(第1-2-(2))
- ・地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+事業)において、他大学と連携しインターンシップやキャリア形成教育に取り組む。【再掲】(第1-2-(2))
- ・低年次からの県内企業への訪問やインターンシップの充実強化、県内企業に勤めるOBと学生との意見交換会の開催に取り組むとともに、県外出身学生の保護者に対する富山の情報掲載パンフレットの送付など、学生、保護者へ富山や富山の企業の魅力を発信し、県内就職の促進を図る。【再掲】(第1-2-(2))
- ・県内企業への就職活動を支援する専任の県内就職定着促進員をキャリアセンターに引き続き配置し、企業の人材ニーズ把握や採用を促進するため県内企業を訪問するなど、卒業生の県内就職定着を促進する。また、学生増に伴い就職支援の充実強化を図るため、キャリアセンターの移転拡充を検討する。【再掲】(第1-2-(2))
- ・県内企業に就職した県外出身卒業生に対して、生活の安定を図るため、住居費の助成に取り組む。【再掲】(第1-2-(2))
- ・進路ガイダンス、企業を知る木曜日(シルモク)、学内合同企業説明会、個別の就職指導等の充実に取り組むとともに、県内関係機関で開催される各種就職ガイダンス等への学生の積極的な参加を促す。【再掲】(第1-2-(2))
- ・大学コンソーシアム富山が実施する県内企業への合同企業訪問などに参画する。
【再掲】(第1-2-(2))

<参考>中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
就職内定率【再掲】	100%	期間中
県内企業就職率【再掲】	5割台	期間末まで

2 国際化の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 国際化に対応した人材の育成

- ・英語圏への語学研修について学内団体との連携による資金助成など、海外の大学への留学プログラムの充実を図る。
- ・留学生住居費補助、留学生奨学金制度のほか、国費外国人留学生に対する奨学金(渡航費)の助成に取り組むなど、ASEAN諸国を始めとする外国人留学生の受入れを支援する。
- ・留学生交流会を開催し、国際理解や知識を広げる機会などを提供する。
- ・留学支援センター(仮称)の機能等について検討する。
- ・瀋陽化工大学(中国)等との教育連携を拡大させるとともに、教育連携を目的とする新たな交流協定の締結を検討する。
- ・平成28年度に4学期制を含めた多学期制の導入について検討した結果、現段階では導入しないこととしており、今後、必要に応じて、導入可能性等を検討する。
【再掲】(第1-2-(1))

- ・平成31年度入試大学院（博士前期課程）入試（平成30年度実施）におけるTOEIC、TOEFLの利用の導入に向けて準備を進める。【再掲】（第1-1）
- ・大学院教育において、高度な実践英語の履修により、論文作成、文献調査、留学生等とのコミュニケーション、学会発表等の能力向上を図る。【再掲】（第1-2-（1））

〈参考〉中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
学生の海外体験者数	90人	期間末累計
留学生の在学者数	30人以上	期間末まで

(2) 教職員の国際交流の推進

- ・教員が海外での長期研修を行うことができる学外特別研修制度を活用し、国際水準の研究を担う研究者の養成を図る。(H27：規程整備)【再掲】（第2-2-（2））
- ・宿舎に関する支援など、海外研究者の受入体制の整備を検討する。
- ・海外の大学や研究機関との共同研究や研究者の交流を図るため、協定書テンプレートの利活用などにより、交流協定の締結を促進する。【再掲】（第2-2-（2））
- ・国際的な学会の開催を誘致するなど、学術交流を推進する。

〈参考〉中期計画 数値指標

項目	目標値	備考
学術交流協定締結数【再掲】	15件	期間末累計

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 機動性の高い運営体制の構築

- ・看護学部の設置に伴い必要となる学内組織や規定の見直しについて検討し、準備を進める。
- ・理事会、経営審議会及び教育研究審議会の機動的かつ効率的な運営を実施する。

(2) 学外の意見が反映される運営体制の構築

- ・理事や経営審議会委員に就任した学外の有識者や専門家の意見を取り入れ、大学経営の機能強化と透明性の確保を図る。

(3) 内部監査機能の充実

- ・監事の指導のもと、ノウハウを蓄積し、監査業務に従事する職員の専門性を図り、内部監査を適切に実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・県立の大学として、県内産業を支える人材の供給と若者の定着に一層貢献するため、知能デザイン工学科についてはロボット分野のカリキュラムの充実など教育研究分野の拡充を行い、平成30年4月から知能ロボット工学科へ名称変更するための準備を進める。

工学部の拡充計画（学科名、入学定員等）

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	充実強化する分野
機械システム 工学科	50名	60名 (10名増)	60名	60名	複合材料
知能デザイン 工学科	50名	60名 (10名増)	60名	知能ロボット工学科 60名	ロボット関連
情報システム 工学科	50名	50名	電子・情報工学科 80名(30名増)	80名	電気・電子デバイス IoT・ビッグデータ
環境工学科	40名	40名	環境・社会基盤工学科 55名(15名増)	55名	防災・まちづくり
生物工学科	40名	40名	40名	40名	
			医薬品工学科 35名(新設)	35名	製薬化学・バイオ医薬
合計	230名	250名 (20名増)	330名 (2年で100名増)	330名	

また、今後の工学部の更なる学科のあり方や大学院のあり方についての検討を進める。【再掲】(第2-2-(1))

- ・看護学部については、県所管部局と協力しながら開設準備を進める。また、看護学部開設に伴う学内組織の見直しを進める。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟で多様な人事制度の構築

- ・全学的かつ中長期的観点に立った包括的な人事方針により、客観性・透明性・公平性が確保された教職員人事を実施する。
- ・平成29年度から英語教育分野について期限付きの教員を配置することとしており、引き続き、教職員の適切な配置に努めるとともに、実績のある客員教授等の一層の活用を検討する。【再掲】(第1-3-(1))
- ・プロジェクト研究等への期限付き研究員の弾力配置に努める。【再掲】(第2-2-(1))
- ・研究成果を利用した事業を行う営利企業の役員等の兼職を認めるなど、産官学金が連携した研究に取り組みやすく就業体制を見直したところであり、その活用を推進する。(H27：規程整備)【再掲】(第2-2-(2))
- ・教員が海外での長期研修を行うことができる学外特別研修制度を活用し、国際水準の研究を担う研究者の養成を図る。(H27：規程整備)【再掲】(第2-2-(2))

(2) 教員評価制度の充実

- ・競争力を高めるため大学貢献度評価に基づく学長裁量経費の傾斜配分を行うとともに、顕著な賞を授与された者を教授会等において発表・賞揚する場を設ける。【再掲】(第2-2-(3))

4 事務の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務局組織の見直し

- ・工学部の拡充計画の実施に伴い、事務局についても学生増に対応し、教務学生係を学生係と教務係に分けるなど体制を強化する。

(2) 事務処理の効率化

- ・学内外の研修への積極的な参加を通じたSD（スタッフ・ディベロップメント）活動を実施する。
- ・財務会計システム、人事給与システムを適切に運用し、事務処理の合理化を図る。

第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 外部研究資金等の獲得

- ・科学研究費補助金などの競争的研究資金のさらなる獲得に努める。
【再掲】（第2-1-(1)）
- ・大学貢献度評価の研究領域において外部資金への申請件数を反映するなど、外部資金の獲得に向けてインセンティブを付与することにより、積極的な応募を奨励する。
- ・国の教育、研究の大型プロジェクトに積極的に応募し、資金獲得に努める。
- ・大学が保有する施設、知的財産の活用や公開講座等において適切な料金を徴収する。

(2) 学生納付金の適正な徴収

- ・学生納付金の妥当性を検証するとともに、利便性の観点から多様な納入方法の導入を検討する。
- ・工学部の拡充に伴い広報や県内外での学生募集活動を充実強化し、志願者の増加及び入学定員の充足に努める。

2 予算の効率的な執行に関する目標を達成するための措置

- ・財務会計システム、人事給与システムを適切に運用し、事務処理の合理化を図る。
【再掲】（第4-4-(2)）
- ・省エネルギー設備の導入など環境マネジメント活動による、省エネルギー、省資源化を促進する。
- ・全学的に光熱水費の使用状況を把握・分析し、学内で公表・周知するなど、教職員のコスト意識を高める。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

- ・施設設備を外部へ積極的に開放するとともに、適切な使用料を徴収する。
- ・法人化後の実績を踏まえ金融資産の安全確実な運用を行う。

第6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・教育研究活動と業務運営について、自己評価に基づき、富山県公立大学法人評価委員会の評価を受審し、それらの評価結果を大学運営の改善に適切に反映させるとともに、ホームページで公表する。
- ・認証評価機関による評価結果を踏まえ教育研究活動等の改善に努める。

2 情報発信の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進

- ・大学の運営状況、財務状況、評価内容等について、大学ホームページで積極的に情報公開を行う。

(2) 積極的な広報の推進

- ・本学の教育研究活動、地域貢献などについて、各教員が積極的に情報発信することなどにより本学の認知度の向上を図る。また、工学部の学科拡充や看護学部の開設準備について、戦略的な広報が行えるよう情報発信態勢を整備し、高校生向け特設サイトをはじめとした多様な媒体を活用して、積極的な情報発信を行う。

第7 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

- ・施設設備の定期点検（老朽化した施設設備の安全点検を含む）を適切に実施するとともに、必要に応じて修繕、設備更新を行う。
- ・国、県の補助金等を活用し、研究設備の計画的な整備更新を行う。

【再掲】（第2-2-(2)）

- ・「地域の知の拠点」としての役割を発揮できるよう、県が行う新校舎等実施設計において、地域連携に資するオープンラボの具体的な内容について調整を行うとともに、新たな学生会館や太閤池周辺の開かれた環境づくりも含めて、整備計画の検討を行い、年度内での工事発注に向けて準備を進める。

また、学生定員増に対応する食堂等の拡張など魅力ある教育環境づくりを進める。

【再掲】（第1-3-(2)）

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 安全衛生管理

- ・労働安全衛生法及び関係法令に基づき、薬品、化学物質等の適正管理を行う。
- ・学生等の事故防止のため、特に老朽化施設の安全点検・確認に努める。
- ・防災対策（防災訓練等）に限らず、より広範な危機管理に対応するマニュアルの整備を進め、全学的な安全管理、危機管理体制の構築に取り組む。また、環境工学科棟については、毎年、地震に備えた避難訓練を実施することとし、建物内の避難経路の周知等を図る。

(2) 情報セキュリティ体制の整備

- ・情報リテラシー研修等を実施するなど、全学的な情報セキュリティ体制の整備を進める。
- ・特定個人情報等について、本学の安全管理基本方針等に基づき、安全管理措置を講ずるとともに、その適正な収集・保管・利用等を図る。

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・法令遵守、人権侵害防止等の啓発活動を推進するとともに、男女共同参画の啓発を進める。
- ・省エネルギー設備の導入など環境マネジメント活動による、省エネルギー、省資源化を促進する。【再掲】(第5-2)
- ・全学的に光熱水費の使用状況を把握・分析し、学内で公表・周知するなど、教職員のコスト意識を高める。【再掲】(第5-2)

第8 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成29年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,986
自己収入	782
授業料等収入	731
その他収入	51
目的積立金取崩収入	50
受託研究費等収入	215
補助金等収入	471
計	3,504
支出	
業務費	2,893
教育研究経費	870
教育研究支援経費	154
人件費	1,869
一般管理費	376
受託研究費等経費	235
計	3,504

2 収支計画 (平成 29 年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,564
經常経費	3,564
業務費	2,596
教育研究経費	589
教育研究支援経費	138
人件費	1,869
一般管理費	376
受託研究等経費	235
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	357
臨時損失	0
収入の部	3,564
經常収益	3,564
運営費交付金収益	1,971
授業料等収益	731
受託研究等収益	215
補助金等収益	325
財務収益	0
雑益	51
目的積立金取崩額	50
資産見返負債戻入	221
資産見返運営費交付金等戻入	25
資産見返補助金等戻入	34
資産見返寄付金等戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	159
臨時利益	0

3 資金計画 (平成 29 年度)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,504
業務活動による支出	3,094
投資活動による支出	274
財務活動による支出	136
翌年度への繰越	0
資金収入	3,504
業務活動による収入	3,453
運営費交付金収入	1,985
授業料等収入	731
受託研究等収入	215
補助金等収入	471
その他の収入	51
投資活動による収入	1
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	50

第9 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・ 4億円

2 想定される理由

- ・ 運営費交付金の受入遅延及び事故発生等により緊急に必要となる対策費として、借り入れることを想定する。

第10 出資等に係る不要（見込）財産の処分計画

- ・ なし

第11 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・ なし

第12 剰余金の使途

- ・ 決算において剰余金が発生した場合は、知事の承認を受けて、教育研究の質の向上、組織運営の改善に充てる。

第13 その他法人の業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の整備内容	予 定 額 (単位:百万円)
厚生棟(食堂)拡張工事 [対象施設] 厚生棟	83
屋上防水工事 [対象施設] 講義棟	6
基本計画設計・実施設計 [対象施設] 合同棟ピロティ改修	10

2 積立金の使途

- ・ なし

3 その他

- ・ なし

